

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市障がい者あんしん相談運営事業実施業務		
発 注 課	保) 障がい保健福祉部 障がい福祉課		
選 定 事 業 者	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
当該法人は、地域における社会福祉の増進を図ることを目的とする団体であり、社会福祉事業に関する総合的企画・連絡調整、調査・研究、普及宣伝及び関係行政機関等との連携・協力等を業務としており、「札幌市障がい者あんしん相談運営事業実施業務」を平成11年度の開始当初から受託し、誠実に業務を履行してきた実績がある。当該業務は、障がいのある方の権利擁護に関する相談という事業の性質上、実施にあたっては、専門的知識と経験及び弁護士等の専門職との効率的な連携が必要とされているが、当該法人の他に権利擁護に特化した支援の実績及び必要な体制のある法人がなく、当該業務を受託できる法人は、当該法人のみと認められる。 したがって、当該業務については、当該法人以外に本事業を実施可能な団体が存在しないことから、同法人に対して委託することが最も適当であると判断する。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）		
決 定 日	令和6年3月14日		